

従業員が101～300人の企業の方へ 「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知 が義務となります！！

千葉労働局雇用均等室

平成23年4月1日より次世代育成支援対策推進法が改正され、101人以上300人以下の労働者（※）を雇用する事業主に仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定・届出、労働者への周知・公表が義務づけられます。（※労働者：期間の定めなく雇用されている者、過去1年以上雇用されている者、雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者。）

「一般事業主行動計画」は、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画です。具体的には、①計画期間、②目標、③目標の達成のための対策とその実施時期を任意の様式で策定していただきます。「一般事業主行動計画」の策定例として、モデル行動計画を厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。（以下の関連資料参照）

平成23年4月1日からは義務づけとなりますので、早めの準備をお願いいたします。当室では、「一般事業主行動計画」を策定される事業主の皆様へ以下の支援を行いますのでご利用ください。

1 一般事業主行動計画策定相談会

- ①実施時間 平成23年3月31日まで 受付時間：9：00～17：00
- ②場 所 千葉労働局雇用均等室（千葉市中央区中央4-11-1）
ご来局でも、またはご要望にて担当官が御社にお伺いいたします。
- ③そ の 他 ・相談にあたっては、事前にご予約ください。
・民間のノウハウを活用したコンサルティングを希望される場合は、
当局が一般事業主行動計画策定等支援事業を委託しております（株）
ちばぎん総合研究所にご相談いただくことも可能です。

2 一般事業主行動計画を策定・届出等するための関連資料

モデル行動計画

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

一般事業主行動計画策定・変更届（届出様式）

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

両立支援のひろば（公表用サイト）

<http://www.ryouritsushien.jp/>

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう！！（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/kurumin.pdf>

以上の資料に千葉労働局ホームページ上からアクセスできますので、ご利用ください。

千葉労働局：<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

💡 「目標」「対策」は下記の事項を参考にしてください。

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 育児をする従業員等の職業生活と家庭生活の両立支援策の整備

主に育児をしている従業員を対象とする取組

- 妊娠中および出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置、●育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度の実施、●男性の育児休業取得を促進するための措置の実施、●育児休業期間中の従業員の職業能力の開発・向上など、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、●育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の実施など、従業員が子育てのた

「中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令」について

平成 22 年 4 月に公布された中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 25 号）において、具体的な共済金の貸付限度額等については別途政令で定めることとされてきました。本政令は、この貸付限度額等を定めるものです。

■ 中小企業倒産防止共済法について

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産することを防止するための共済制度です。共済契約者が拠出する掛金を原資として、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構が、①納付された掛金の 10 倍（現行限度額 3,200 万円）、②取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額、のいずれか少ない額の範囲内において、無利子・無担保・無保証人で共済契約者に共済金の貸付けを行うものです。

■ 改正の概要（※本誌平成 22 年 7 月号参照）

- (1) 共済金の貸付限度額を 3,200 万円から **8,000 万円**に引き上げる。
- (2) 償還期間を共済金の貸付額に応じて以下のとおり定める。

5,000 万円未満	5 年
5,000 万円以上 6,500 万円未満	6 年
6,500 万円以上 8,000 万円以下	7 年

※なお、本改正の施行期日は、改正法の公布の日（平成 22 年 4 月 21 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において、別途政令で定めることとされています。（◎詳細は中小企業庁HPを参照。）

障害者雇用のことなら何でもご相談ください （千葉障害者職業センター）

☛ 障害者雇用促進法が改正されました。

平成 22 年 7 月より常用労働者 201 人以上の事業主

障害者雇用納付金制度の対象となり、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない場合、障害者雇用納付金を納付しなければなりません。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構千葉障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーが事業主からの障害者の雇用に関するさまざまなご相談をお受けし、事業主のニーズに応じた支援サービスを提供しています。（ご相談や支援サービスはすべて無料です。）

<支援ニーズ例>

- 障害のことがよくわからない
- 初めて障害者を雇用するが、どのような仕事を担当してもらえばよいかわからない
- 現在雇用している障害者の雇用管理に悩んでいる

事業主が抱える個々の支援ニーズに対して、相談・打合せを重ねながら実行可能な支援プランを提案し、事業主の同意を得て支援を実施いたします。

<事業主支援ワークショップのご案内>

当センターでは企業で障害者雇用を担当されている方を対象に、少人数のグループワーク方式で情報交換を行うことにより、障害者雇用の取組をさらに進めていただくための「事業主支援ワークショップ」を開催しております。今年度の第 7 回は「こうして進める障害者雇用について」をテーマにして、障害者雇用を検討されている企業の担当者を対象に実施予定です。障害者雇用についての具体的なノウハウを学ぶ場として是非ご活用ください。

【日時】平成 23 年 3 月 16 日（水）13 時 30 分～16 時 00 分

【場所】千葉障害者職業センター（ハローワーク千葉 4 階／千葉市美浜区幸町 1-1-3）

【内容】先行企業の取組事例などについて情報提供し、参加者による情報交換などを行います。

【申し込み・お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター 担当 中村・小林

電話：043-204-2080／FAX：043-204-2083／E-mail chiba-ctr@jeed.or.jp

【中小企業経営基盤強化セミナー】

快進撃企業の経営の極意とは。 (サービス産業編)

無 料
セミナー
参加者募集

～躍進企業の事例から、成長へのヒントを学びませんか～

不況と言われる時代でも、成長し続ける企業があります。高品質なサービス・心に響くサービスが大きな価値を生みます。顧客視点に立った新たなサービスの開発に取り組み、新たな価値を創造し、経営基盤の強化に挑戦してみませんか。

本セミナーは、本県企業の大勢を占めるサービス産業の多くの企業の方々に、新しいことに取り組む原動力やきっかけを掴んでいただき、サービス産業の飛躍を図るために行うものです。

これからの千葉県経済を支えるサービス産業の経営者のみなさま、元気な未来を拓ききっかけを掴み、千葉県をリードする躍進企業となってください。みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

日 時 2011年3月15日(火) セミナー 13:30～17:00 個別相談 17:00～18:30

会 場 千葉商工会議所 第一ホール(個別相談は第二ホールC)

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館14階 TEL:043(227)4101

対 象 新たな取組に挑戦する意欲のある中小サービス産業(卸小売を含む第三次産業を指します。)の方、経営基盤強化に関心をお持ちの方、支援機関・金融機関等の関係機関

定 員 150名 締切日:2011年3月11日(金)※定員になり次第、締め切らせていただきます。

プログラム

13:30 躍進する県内サービス産業経営者による事例紹介

千葉県内3企業の経営者が自社のビジネスについて語ります。

◆株式会社オオクシ 代表取締役 大串 哲史 氏(千葉市:理美容業)

テーマ「お客様・従業員が喜び、会社が儲かる3コアシステムが会社の方向性を決める！」

◆株式会社サンセットコーポレーション 代表取締役 丹野 照夫 氏

(市川市:ゲーム・CD・DVD・書籍等の複合リサイクルショップ運営)

テーマ「不屈のチャレンジ精神で常に業態改革に挑み、新たな可能性に挑み続ける当社のビジネス展開。」

◆株式会社キーベックス 代表取締役 斉藤 宏 氏(千葉市:保管業務・配送業務、書類保管関連サービス)

テーマ「お客さまのニーズに応じて新サービスを提供してきた事業展開と今後の展望。」

15:35 特別講演「こうすれば、日本のサービス業が変わる！」

～「ムダ」を省き顧客満足をどんどん上げる目からウロコの仕組みとは～

◆講師 (独)産業技術総合研究所サービス工学研究センター 内藤 耕 氏

16:45 経営革新計画の制度及び支援内容のご案内

17:00 個別相談会(経営相談、経営革新等制度案内) ※当日、申込先着順で受付いたします。

-----参加申込書(切り取らずにお送りください。)

～下記申込書にご記入のうえ、FAX、郵送、メール等にてお申し込みください。～

あて先 千葉県商工労働部 経営支援課行き FAX 043-227-4757

所属(会社等)名		業種 (○をして ください)	1.建設・不動産業 2.卸売・小売業 3.サービス業 4.情報・通信業 5.製造業 6.金融機関 7.支援機関 8.官公庁 9.その他()	
住 所	〒	電話	FAX	
		E-mail		
参加者 氏名		職 名	参加者 氏名	職 名

【個人情報の取扱について】ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回のセミナーにかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内以外には利用いたしません。

◎申込み・問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県商工労働部 経営支援課 経営支援室

TEL:043-223-2790 FAX:043-227-4757 E-mail: c-kouryu@mz.pref.chiba.lg.jp

URL: <http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/event/service-seminar2010.html>(申込書がダウンロードできます。)